

5 特別職の報酬等の状況

(1) 報酬等及び期末手当（平成25年4月1日現在）

市長や議員などの特別職の報酬等は、市内の公共的団体等の代表者などによる特別職報酬等審議会の答申をもとに、市議会の議決を経て定めています。

市長及び副市長には給料、地域手当、期末手当及び退職手当が、議長、副議長及び議員には報酬及び期末手当が支給されます。

平成18年度に開催された特別職報酬等審議会の答申に基づき、平成19年4月1日付けで特別職の報酬（給料）月額の引下げ改定を行い、さらに期末手当の算定式を見直したため、平成19年度から期末手当の減額措置を廃止しています。

区分	報酬（給料）月額	期末手当		備考
		支給月数	支給額	
市長	125万円	2.95月 (平成25年度支給割合)	5,877,875円	
副市長	99万円	2.95月 (平成25年度支給割合)	4,655,277円	
議長	103万円	2.95月 (平成25年度支給割合)	4,405,825円	
副議長	92万円	2.95月 (平成25年度支給割合)	3,935,300円	
議員	83万円	2.95月 (平成25年度支給割合)	3,550,325円	

(2) 退職手当（平成25年4月1日現在）

市長及び副市長には、給料、地域手当、期末手当のほかに、退職手当が支給されます。議長、副議長及び議員には退職手当は支給されません。

区分	算定方式	1期の手当額	支給時期
市長	1,250,000円×在職月数×60/100	36,000,000円	任期ごとに支払う。
副市長	990,000円×在職月数×43/100	20,433,600円	任期ごとに支払う。

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。